令和３年７月12日

（令和３年９月８日改定）

神戸市保健所

迅速に新型コロナワクチンの接種を進めるための

診療所開設等手続について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を迅速に進めるため、神戸市内の職域単位（大学、企業間の連携により実施するものを含む）における診療所及び巡回診療等の取扱い及び必要な手続きについて以下のとおり整理しました。それぞれの場合における開設者が必要な手続きを行うこととなります。

この整理は、ワクチン接種に限定した臨時的なものであり、従来より実施されている健康診断、予防接種等には適用しませんので、御注意ください。

**●　職域接種診療所又は巡回診療の区分**

１　職域診療所を有する事業所

次表に示すとおり、ワクチン接種の場所及びワクチン接種の実施主体により区分する

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ワクチン接種の場所 | ワクチン接種の実施主体 | | |
| ａ：自ら開設者 | ｂ：他者が開設者（委託する場合） | |
| 職域診療所開設者 | 県内診療所等開設者 | 県外診療所等開設者 |
| 職域診療所内 | 手続不要 |  |  |
| 事業所内会議室等 | 巡回診療（実施計画） | 巡回診療（実施計画） | 巡回診療（開設手続） |
| 事業所外の市内の場所  （医療機関である場所を除く） | 巡回診療（実施計画） | 巡回診療（実施計画） | 巡回診療（開設手続） |

２　職域診療所を有しない事業所

ア　自らが開設者となる場合（実施主体が事業所）　 診療所開設手続きが必要

イ　他者が開設者となる場合（外部医療機関に依頼） 上記１の表のｂによる

３　介護老健保健施設及び介護医療院

ア　施設内の医師が施設の入所者に接種する場合 手続き不要

イ　施設内の医師が通所者等に接種する場合 診療所開設手続きが必要

ウ　外部の医療機関に依頼する場合 上記１の表のｂによる

**●　手続きの詳細**

１　診療所開設手続（巡回診療として診療所を開設する場合を含む）

・　使用する書類 様式１

開設者の区分により、該当するものをチェックする

臨床研修等修了医師が提出する場合 届出書

医師でない者（医療法人等）が提出する場合 許可申請書

（本手続きによる許可申請に関しては、開設後の届（開設届）は省略できます。）

・　提出先 診療所所在地を所管する保健センター

・　提出部数 ３部（申請者控え１部を含む）

２　巡回診療（実施計画）の手続

・　使用する書類 様式２及び別紙　実施計画

・　提出先 巡回診療を行う医療機関所在地を所管する保健センター

・　提出部数 県内の巡回健診等を行う場所を所管する保健所及び健康福祉事務所の数に２を加えた部数（申請者控え１部を含む）

・　兵庫県外を巡回診療先とする場合は、この手続きは利用できません。巡回診療先を所管する保健所に御相談の上、手続き願います。

３　診療所廃止手続（上記２　巡回診療（実施計画）の場合は不要）

・　使用する書類 様式３及び様式４

・　提出先 診療所所在地を所管する保健センター（上記１の手続と同じ場所）

・　提出部数 ３部（申請者控え１部を含む）

４　その他

・　迅速なワクチン接種を進める観点から、上記１及び２の手続は、事後に行うこととして差し支えありません。なお、診療所廃止後に開設手続き等を行うこととなる場合は、様式１、３及び４を同時に提出することとしてください。この場合において、開設許可が必要な場合においても許可証の発行は行いません。

・　本件に関する手数料は免除とします。